平成２３年（フ）第９４号
和歌山市金谷203番地の６
債務者　神田　　修
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
和歌山市善明寺615番地の27　A33―503
債務者　上野　知之
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９９号
和歌山市松江西３丁目８番14号
債務者　原田登志一
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９５６号
神戸市北区山田町下谷上字宮ノ前６番地の４202号、申立時の住所神戸市北区花山東町２番15―302号
債務者　金本　尊一
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６９号
奈良市神殿町329番地の１　チサンマンション奈良101号
債務者　中島　　孝
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
奈良市左京３丁目６番地　アルス高の原５―102
債務者　中村　　晃
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
松江市浜乃木７丁目１番16―302号、前住所滋賀県東近江市佐野町645番地３
債務者　南川　賢一
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
松江市浜乃木７丁目１番16―302号、前住所滋賀県滋賀郡志賀町大字中浜478番地の１
債務者　南川　和子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
福島県いわき市南台１丁目36番地の12
債務者　楠本　　忍
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６９号
青森市大字久栗坂字浜田908番地６
債務者　長尾　幸二
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
青森市富田１丁目28番31号
債務者　尾崎　幸一
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
名古屋市名東区山の手１丁目1107番地　アーバンヒルズ山の手Ｂ棟202号
債務者　アハマド悦子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６５３号
大阪府茨木市中村町７番11号
債務者　山戸　恭一
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４号
大阪市淀川区宮原５丁目３番28―502号
債務者　田ノ本麻衣
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２号
大阪市西淀川区佃７丁目４番５号　サンコー43第２駐車場寄宿
債務者　島田　将人
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３号
大阪市阿倍野区文の里４丁目24番14―205号
債務者　石田　良浩
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８８号
大阪府寝屋川市上神田１丁目９番31号
債務者　鶴田　鈴奈
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部